

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会幹事会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会(以下「協議会」という)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会会長(以下「会長」という)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)協議会への提案事項に関する事
- (2)協議会の専門部会の進行管理等に関する事
- (3)その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(幹事)

第3条 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会に幹事長を置く。

2 幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

3 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名した者がその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年12月22日から施行する。

別表(第3条関係)

市町村名	職名
佐久市	総務部長 企画調整課長
臼田町	総務課長 企画調整課長
浅科村	総務課長 企画室長
望月町	総務課長 合併対策室長